

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（平成29年11月13日開催）
議事概要

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会庶務

1 日 時

11月13日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（6階）

3 出席者

（委員）石井佑可子，小原善孝，加藤匡倫，可児敏章，國分隆文，齋藤重博，
高野俊太郎，竹田光広，西田史明，福地幸雄，宮崎徹哉（※敬称略）

（説明者）加藤節子家裁調査官，濱林敬子技官
北海少年院 大森勝弘首席専門官

（裁判所）川目治首席家裁調査官，織田三郎次席家裁調査官，飯野治彦次席家裁調査
官，高柴浩和家事首席書記官，富所良少年首席書記官，平野裕章家事・少
年次席書記官，加藤博之事務局長，北川法文事務局次長

（庶務）内山秀樹総務課長，村崎淳一総務課課長補佐

4 配布資料

配布資料あり（添付省略）

5 進 行

（1）議事

ア テーマ「最近の非行傾向と再非行防止への取組」の基本説明

イ 「医務室で行う保健指導」についての説明

ウ 「北海少年院における性非行を中心とした再非行防止への処遇や教育プログラ
ム等について」の説明

エ 質疑応答及び意見交換

質疑応答及び意見交換の概要は，別紙のとおり

（2）次回の予定等

ア 委員会日程 平成30年5月28日（月）午後1時30分

イ テーマ 「家庭裁判所における手続案内について」

概 要

□委員長 ●委員

- 中学校における最近の非行傾向とその対策について、御紹介いただけないでしょうか。
- 中学校間では、生徒の非行や問題行動に関する情報を共有・分析することで生徒指導に役立っています。その中でやはりソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という。）に関するトラブルが近年増えています。一方、単なる生徒数の減少以上に、暴力行為に関するトラブルは減少傾向にあります。今の中学生は外に向けて発するエネルギーよりは、ゲームとかSNSといった内側にエネルギーを向けるようになっていると思います。いじめについては、SNSを使ったいじめもあり、高止まりの傾向にあります。万引きについては、以前は被害を受けた店舗が学校に知らせてくれていましたが、最近では学校に知らせることなく、店舗から警察に直接通報しているため件数は減少しているとは言えません。家出は減少傾向ですが、SNSを使って知り合った人と連絡を取り航空券を送ってもらって道外まで行き、保護されたというびっくりするような事例もありました。性非行として事件化されていませんが、手をつないただけとか、散歩をするだけでお金になるというSNSを使ったJKビジネスというものまであります。近年、一番大きな問題と感じているのは、不登校の問題です。生徒数の減少にも関わらず増加傾向にあります。学校には行けないのですが、公的機関で学習指導等を受ける通級指導を利用している生徒もいます。

再非行の傾向としては、同じ生徒が繰り返し問題行動をとるところにあり、その原因の一つとして発達障害やその疑いが考えられます。こうした生徒の特徴として、一度失敗して叱られたとしても、その失敗から学ぶことができないところにあります。さらに、こうした生徒の保護者の中には発達障害に対する理解がなく、学校にも非協力的なため適切な医療機関等につなげられないという悩みを抱えています。

- 心理学の点から少年の再非行について御紹介いただけるお話はありますか。
- 心理学では思春期から社会人になるまでの時期を青年期といいますが、青年期においては、体の変化と人間関係の変化という大きな二つの変化があることが特徴と言えます。最近の研究では、青年期には脳も大きく発達しており、その過程で理性をつかさどる前頭前野と感情をつかさどる扁桃体の成長にアンバランスが生じ、感情をつかさどる扁桃体が先に成長するため青年期の少年は、衝動性が高くなるという研究結果もあります。そのため青年期は、快樂とか自分にとって面白そうなことを後先考えずに選んでしまうとか、瞬時に判断することが苦手であるということが言えます。ただ、時間をかけて考えると冷静な判断をすることができることから、ネクストステップセミナーのような講習会でじっくりと考える機会を設けて指導することは有効だと思います。人間関係については、反抗期や親から独立をして友人に依存する関係性に変化していく時期でもあり、また少年非行は他の世代と比べて集団性、つまり1人ではできないことも周りからの圧

力や影響を受けて犯罪行為に進むという特色があると思います。例えば、矯正教育を受け、1人では良し悪しの判断ができたが、地元に戻り悪い仲間と一緒にになると断り切れず、再非行を犯すというケースがあります。再非行防止のためには、トレーニングの場面と現実の場面をどうつなげていくのかという課題があると思います。

- 付添人活動の中で感じられる最近の非行少年の特徴等は何かありますか。
- 最近の非行少年の中では、18歳以上の少年が増えているように感じられます。さらに年々、少年の精神年齢も低下しているようにも感じられます。こうした少年は、スマホなどの間接的なツールには強いのですが、コミュニケーションなどの直接的な関わりは苦手であるように思えます。面会などの場面で話をするとなかなかコミュニケーションが取れず、時間をかけて信頼関係を築かなければ話してくれないという印象があります。そのため、信頼関係を築くことに非常に苦労しています。
- 再非行防止に向けた何か考えられる取組はありますか。
- 北海少年院のJコンパスの取組は素晴らしいと思いますが、この取組を受けた人と受けていない人の再非行率はどうなっているのかなどの分析から再非行防止の取組の効果検証が行われるべきではないかと思います。また、入所時に受けていたJコンパスのプログラムを退院した後も定期的に繰返し受けられるような取組も必要ではないかと思いました。
- 効果検証が難しいという問題がありますが、家庭裁判所での審判が終わった後も、少年院を退院した後も、どのように非行少年と関わっていくべきでしょうか。
- 少年院を退院し、保護観察期間が終了した後は、自分一人でやっていかなければならないとしたら、再非行に戻る可能性があると思います。国がずっと支援していくことができないとなると、再非行防止に向けて地域社会が関与し、継続的にフォローしていくべきではないかと思います。その場合、地方自治体などが中心となって継続的な再非行防止に向けた取組が考えられるのかと思います。
- 裁判所と地域社会との連携として考えられることは何かありますか。
- 地域社会との連携が重要になってくるかと思いますが、地域社会や一般市民が犯罪者を受け入れてくれるのかという問題があるかと思います。政府も犯罪者の復帰、受入れに向け民間団体に対する啓もう活動に取り組んでいるとのことですが、一般市民は、一度罪を犯した人を受け入れることに抵抗があり、協力が得られない状況にあるかと思います。犯罪者を個人で支えるというよりは、社会全体で受け入れて支え、再非行を防止することで、安全な社会が作られるという仕組みが必要だと思います。
- スマホやSNSが少年の環境に大きな影響を与えているかと思いますが、これらを通じた社会との関わりについて何か対策は考えられますか。
- スマホの普及により犯罪への入口のハードルは下がっており、何気ないちょっとした行動が犯罪となっているかと思います。例えば、女子生徒が男性器を映した映像を友人に見せるような事案では、以前であれば映像ではなく話をするだけ終わっていたものが、

今は映像として残っていることで児童ポルノの犯罪を構成し、これを他に拡散させることでも同様の犯罪を構成してしまうことがあります。また、匿名性が高いことから友人同士がつながり、年齢の低い少年がチームを作って売春を競い合うようなことができてしまい、大人たちもそれを利用するというように発展することがあります。さらに、知らない人に写真を送ってよと言われて顔写真を送ってしまうような事案では、顔写真をネタに、ばらされたくなければ裸の写真を送れと脅され、常識的に考えれば嫌だと断れば済むことでも、顔写真を送ったことで、ばらされたくない、怖いと感じて相手の要求に従って裸の写真を送り、最終的には金銭まで取られてしまうなど、スマホやSNSを介した犯罪に巻き込まれる事案や犯罪者になってしまう事案もあります。何らかの対策によりこのようなことが防げないものかと思っています。

- ユーチューバが子供のなりたい仕事に挙げられるなど、映像をインターネット上にアップすることでお金が稼げる時代であり、映像の衝撃度を上げるなど、気軽にインターネット上にアップしているようにも思えるのですが、学校では何か対策を取っているのですか。
- ほぼすべての中学校で、年1回か、3年に1回の割合で専門家による情報モラル教育を実施しています。画像をインターネット上にアップすることは世界につながっていることや被害者にも加害者にもなることを話してもらっていますが、このような話をどれだけの生徒が自分のこととして受け止めているか分かりません。分かっていないなあと感じた例としては、万引きしている様子を撮影した映像をユーチューブにアップして、万引きの非行が発覚したという生徒がいました。こうした事実を学校が把握した場合、きちんと警察に届出をすることになりますが、そもそも、学校の対応として、好ましくない映像を削除させていいのか、削除させたことが違法な証拠隠滅になるのではないかと学校も迷っており、警察とも相談しながら対応しています。また、仮に削除させたものが完全に削除されておらず、2次被害、3次被害に広がることもあり得ますし、警察には情報は提供するが生徒の個人情報保護の点から協力はできないという問題もあります。さらに、情報モラルに関する保護者側の意識にも問題があり、情報モラルに関心の高い保護者の生徒は、きちんとスマホ等を使いこなしているかと思えます。
- 中学生ではほぼ全員、小学一、二年生でも約三割の児童がスマホを持っているという話も聞きます。ぐずった乳幼児を保護者がスマホの動画を見せてあやすという話を聞き、未恐ろしく感じています。
- 違法画像のやりとりがないにしても、SNSの問題はもっと幅広く対策を考えていかなければならないかと思えます。スマホを取り上げるわけにもいかないし、どんなやり取りをしているか学校の先生や親が逐一確認するわけにもいかないかと思えます。
- 札幌市内の中学校では、民間業者に委託してネットパトロールを行ってもらっています。問題となるキーワードに引っかかった場合には学校に連絡が来るという態勢も取られています。ただ、直接個人間でやり取りしているものまでは把握できません。

□ 子供からスマホやSNSを取り上げるだけでは解決できないことでもあり、これまでに起きた自殺サイトの問題などでの対応をみると、対策が後手後手で動いてきた経緯もあります。判断力の十分でない子供に対しては、社会、学校、家庭そして裁判所が非行防止に向け協力して取り組んでいく必要があるかと思えます。今回いただいた御意見や御感想をもとに、再非行防止に向けた指導や各種関係団体や地域社会との連携について考えていきたいと思えます。ありがとうございました。